

# 港湾局工事における猛暑期間の作業回避等に関する試行要領

制定 令和8年6月19日 8港整技第71号

## 1 目的

本要領は、猛暑期間において、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期や時間等を柔軟に選択できるような取組等を試行することにより、受注者における熱中症対策を支援することを目的とする。

## 2 用語の定義

- ・ 猛暑期間  
6月1日から9月30日までの期間
- ・ 盛夏における一斉休工  
猛暑期間のうち、7月1日から8月31日までは現場作業を一斉に休工し、その期間について工期を延長する取組
- ・ サマータイム  
猛暑期間は作業開始時間を前倒しして、工事を実施する取組
- ・ クールワークタイム  
猛暑期間における高温時間帯の作業を回避し、一斉に休憩する取組
- ・ 猛暑期間における小刻みな休憩  
路面補修工事及び道路維持工事（以下「路面補修工事等」という。）において、小刻みに休憩した場合、工期を延長する取組

## 3 各取組の対象工事等

各取組の対象工事等は、港湾工事積算システム及び土木工事積算システムにより積算した工事とし、詳細は以下のとおりとする。

- (1) 対象工事  
各取組の対象工事は、別紙1のとおりとする。
- (2) 各取組の実施方法  
各取組の実施方法は、別紙2のとおりとする。
- (3) 関係法令への適合等の確認  
受注者は、各取組の実施を希望する場合、騒音規制法等の関係法令への適合等を確認した上で、事前に発注者へ申し出る。
- (4) 熱中症対策  
受注者は、現場作業時に適切な熱中症対策を実施するとともに、熱中症（特別）警戒アラートが発表された場合や身体に危険が及ぶ可能性があるると判断した場合などにおいては、作業の一時的な中止を検討する。作業を一時的に中止した場合は、工期延長の協議をすることができる。
- (5) 効果検証  
発注者が本試行に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合、受注者はこれに協力しなければならない。  
なお、工事完了後においても同様とする。

## 附則

この要領は、令和8年7月1日から適用する。

# 別紙 1

取組	対象工事
盛夏における一斉休工	<p><u>次の①から④までの条件を全て満たす港湾工事、土木工事及び土木設備工事（単価契約は除く）</u></p> <p>①工期が7月1日から8月31日をまたぐ工事（後片付け期間を除く）</p> <p>②7月1日から8月31日までに実施する全ての現場作業が昼間施工の工事</p> <p>③主たる作業が屋外である工事</p> <p>④本取組の導入によって、プロジェクトの全体スケジュールや地域の状況等に支障が無いと発注者が判断した工事</p>
サマータイム、クールワークタイム	<p><u>次の①から④までの条件を全て満たす港湾工事、土木工事及び土木設備工事（単価契約は除く）</u></p> <p>①猛暑期間に一部でも工期がかかる工事（準備期間及び後片付け期間を除く）</p> <p>②昼間に施工（標準作業時間が8時から17時まで）する工種がある工事 ※夜間作業には適用できない。</p> <p>③主たる作業が屋外である工事</p> <p>④本取組の導入によって、プロジェクトの全体スケジュールや地域の状況等に支障が無いと発注者が判断した工事</p>
猛暑期間における小刻みな休憩	<p><u>次の①から④までの条件を全て満たす土木工事（単価契約は除く）</u></p> <p>①路面補修工事等</p> <p>②猛暑期間に一部でも工期がかかる工事（準備期間及び後片付け期間を除く）</p> <p>③昼間に施工（標準作業時間が8時から17時まで）する工種がある工事 ※夜間作業には適用できない。</p> <p>④本取組の導入によって、プロジェクトの全体スケジュールや地域の状況等に支障が無いと発注者が判断した工事</p>

## 1 盛夏における一斉休工

### (1) 発注時

ア 盛夏における一斉休工（以下「一斉休工」という。）が適用できる工事の場合は、「5 特記仕様書への記載」を参考に、工事内容に合わせて特記仕様書に記載する。

イ 一斉休工に関する費用は計上しない。

### (2) 契約後

ア 実施における基本的な考え方

(ア) 一斉休工を実施する場合、7月1日から8月31日までの間は必ず現場作業を中止しなければならない。

(イ) 受注者が一斉休工の実施を希望する場合は、事前に発注者へ申し出る。申出後は、実施の時期、現場状況、工事工程等を考慮し、受発注者協議の上、決定するものとする。

(ウ) 一斉休工を実施することが決まった場合、受注者は一斉休工中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

イ 一斉休工の実施

一斉休工に係る基本的なフローは、図のとおりである。基本的なフローのうち、基本計画書の作成については「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」による。

なお、一斉休工中は監理技術者等の専任期間に含まれる。

### (3) 工期の延長及び一斉休工に伴う増加費用

ア 受注者は、一斉休工の実施に伴い、必要に応じ、工期延長及び一斉休工に伴う増加費用を協議することができる。

イ 工期の延長日数の算出方法は一斉休工した日数から特記仕様書に記載した猛暑日日数を減じた日数とし、工期を契約変更するものとする。

ウ 一斉休工に伴う増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。増加費用の積算方法は「港湾工事積算基準」、「東京都港湾局積算基準（共通編Ⅰ）」及び「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」に記載の簡便法によることを基本とし、増加費用を契約変更するものとする。

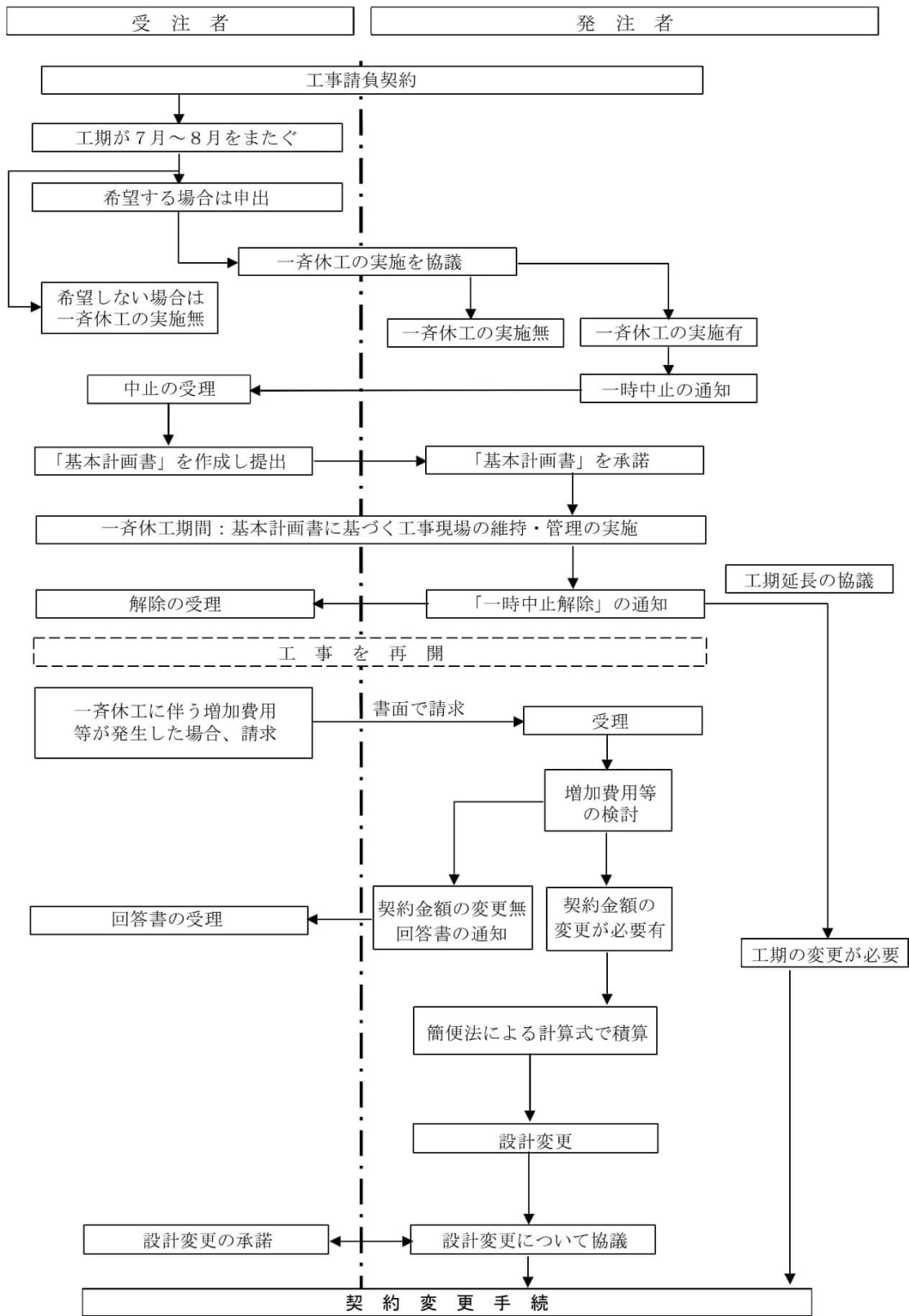


図 一斉休工に係る基本的なフロー

## 2 サマータイム

### (1) 発注時

ア サマータイムが適用できる工事の場合は、「5 特記仕様書への記載」を参考に、工事内容に合わせて特記仕様書に記載する。

イ サマータイムに関する費用は計上しない。

### (2) 契約後

ア 実施における基本的な考え方

(ア) サマータイムの対象期間は、6月1日から9月30日までとする。

(イ) 受注者がサマータイムの実施を希望する場合は、事前に発注者へ申し出る。申出後は、サマータイムを設定する期間、作業時間、作業内容、周辺環境、現場条件等を考慮し、受発注者協議の上、決定するものとする。

イ 作業時間の考え方

(ア) 通常の作業時間を8時から17時までとする場合、サマータイム導入時の作業開始時間を7時に設定することができる。

(イ) 深夜勤務時間帯に作業は行わないものとする。

(ウ) 作業終了時間は、作業開始時間の前倒しに応じて繰り上げるものとする。

(エ) 受注者においては、必要に応じて就業規則等の確認・整理（朝時間帯を残業扱いとしないこと等）を行い、監督員に提示する（提出は不要）。

ウ 施工計画書

受注者は、サマータイムを設定する期間、作業時間、作業内容、周辺環境への対策等を施工計画書に記載し、監督員の確認を受ける。

エ 作業時間の確認

(ア) 受注者は日報などの作業・日時が分かる資料（以下「日報等」という。）に、作業開始時間及び作業終了時間を記入し、監督員へ提出する。

(イ) 監督員は、受注者から提出された日報等から作業開始時間及び作業終了時間を確認する。

### (3) サマータイム実施に伴う契約金額の変更

サマータイム実施に伴う契約金額の変更は、行わないものとする。

## 3 クールワークタイム

### (1) 発注時

ア クールワークタイムが適用できる工事の場合は、「5 特記仕様書への記載」を参考に、工事内容に合わせて特記仕様書に記載する。

イ クールワークタイムに関する費用は計上しない。

### (2) 契約後

ア 実施における基本的な考え方

(ア) クールワークタイムの対象期間は、6月1日から9月30日までとする。

(イ) 受注者がクールワークタイムの実施を希望する場合は、事前に発注者へ

申し出る。申出後は、クールワークタイムを設定する期間、作業時間、作業内容、周辺環境、現場条件、工事工程等を考慮し、受発注者協議の上、決定するものとする。

#### イ 作業時間の考え方

(ア) 通常の作業時間を8時から17時までとする場合、クールワークタイム導入時の作業時間及び休憩時間は、次に掲げる例を参考に設定することができる。

(イ) 休憩時間については、熱中症のリスクが高い時間帯である11時から14時までの間（12時から13時までは除く）に1時間単位で確保する。

例	作業時間	休憩時間	作業時間の短縮 (12時から13時までは除く)
例1	午前：8時～11時、 午後：14時～17時	11時～14時	2時間
例2	午前：8時～11時、 午後：13時～17時	11時～13時	1時間

#### ウ 施工計画書

受注者は、クールワークタイムを設定する期間、作業時間、作業内容等を施工計画書に記載し、監督員の確認を受ける。

#### エ 休憩時間の確認

(ア) 受注者は、クールワークタイムにより休憩した時間を日報等に記入し、監督員へ提出する。

(イ) 監督員は、受注者から提出された日報等から休憩時間を確認する。

#### (3) 工期の延長

ア 受注者は、クールワークタイムの実施に伴う作業時間の短縮を補うため、必要に応じ、工期延長を協議することができる。

イ 工期の延長日数は、クールワークタイムの実施期間中において短縮した作業時間数に基づいて算出する。算出方法は、クールワークタイムの実施により短縮した合計作業時間を日当たりに換算した日数から特記仕様書に記載した猛暑日日数を減じた日数とし、工期を契約変更するものとする。

ウ 工期延長の協議に当たっては、受注者はクールワークタイムの実施期間中において短縮した作業時間の合計を日報等から集計し、日当たり日数に換算して、発注者へ提出する。

エ 工期延長に当たっては、猛暑により作業を一時的に中止した日数とは別に考慮することができる。

オ クールワークタイムの実施により工期延長する場合、受発注者協議の上、延長日数に応じた経費等を契約変更時に計上することができる。

なお、計上できる経費等としては、仮設材の賃料等、建設機械の賃料・損料等が挙げられる。

#### 4 猛暑期間における小刻みな休憩

##### (1) 発注時

ア 猛暑期間における小刻みな休憩（以下「本取組」という。）が適用できる工事の場合は、「5 特記仕様書への記載」を参考に、工事内容に合わせて特記仕様書に記載する。

イ 本取組に関する費用は、計上しない。

##### (2) 契約後

###### ア 実施における基本的な考え方

(ア) 本取組の対象期間は、6月1日から9月30日までとする。

(イ) 受注者が本取組の実施を希望する場合は、事前に発注者へ申し出る。申出後は、本取組を実施する期間、作業時間、作業内容、休憩時間の長さとその間隔、交代休憩の有無等を考慮し、受発注者協議の上、決定するものとする。

(ウ) 休憩時間の長さは、1時間のうち15分を基本とする。

(エ) 本取組の実施に伴う契約変更では、小刻みに休憩した場合、短縮した作業時間に応じて工期を延長するものとする。

###### イ 施工計画書

受注者は、本取組を実施する期間、作業時間、作業内容、休憩時間の長さとその間隔、交代休憩の有無等を施工計画書に記載し、監督員の確認を受ける。

###### ウ 休憩時間の確認

(ア) 受注者は、1時間ごとの休憩時間を日報等に記入し、監督員へ提出する。

(イ) 監督員は、受注者から提出された日報等から休憩時間を確認する。

##### (3) 工期の延長

ア 受注者は、本取組の実施に伴う作業時間の短縮を補うため、必要に応じ、工期延長を協議することができる。

イ 工期の延長日数は、本取組の実施期間中において、小刻みに休憩したことに伴い短縮した作業時間数に基づいて算出する。算出方法は、本取組の実施により短縮した合計時間を日当たりに換算した日数から特記仕様書に記載した猛暑日日数を減じた日数とし、工期を契約変更するものとする。

ウ 工期延長の協議に当たっては、受注者は本取組の実施期間中において短縮した作業時間の合計を日報等から集計し、日当たり日数に換算して、発注者へ提出する。

エ 工期延長に当たっては、猛暑により作業を一時的に中止した日数とは別に考慮することができる。

オ 本取組の実施により工期延長する場合、受発注者協議の上、延長日数に応じた経費等を契約変更時に計上することができる。

なお、計上できる経費等としては、仮設材の賃料等、建設機械の賃料・損料等が挙げられる。

## 5 特記仕様書への記載

下記の内容を参考に、工事の内容に合わせて特記仕様書へ記載する。

### ○猛暑期間の作業回避等

- (1) 受注者は、現場作業時には、適切な熱中症対策を実施するとともに、熱中症（特別）警戒アラートが発表された場合や身体に危険が及ぶ可能性がある判断した場合などにおいては、作業の一時的な中止を検討する。
- (2) 本工事は、『港湾局工事における猛暑期間の作業回避等に関する試行要領』の対象工事である。

受注者は、契約後、熱中症予防の一環として、『港湾局工事における猛暑期間の作業回避等に関する試行要領』に記載している次の取組を適用することについて、監督員と協議することができる。適用できる取組が複数ある場合は、組み合わせて実施することができる。

- ①盛夏における一斉休工、②サマータイム、③クールワークタイム、④猛暑期間における小刻みな休憩(※)

『港湾局工事における猛暑期間の作業回避等に関する試行要領』は、港湾局ホームページから入手することができる。

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/keiyaku>

※1 ①から④については、発注時点で各工事の事情等を勘案し、適用できる取組のみを記載する。

※2 ④については、路面補修工事等の場合に記載する。